### 台湾はプラスチック製使い捨て食器の使用制限改正公告を公布

食品接触材料安全センター 石動正和

#### 解説

- ・台湾環境保護署は、2023年2月3日プラスチック製使い捨て食器の使用制限案を発表し、 4日改正公告案を示し、6月29日改正公告を公布した。施行は8月1日。
- ・制限される業種は、官公庁、学校のレストランや給食事業、百貨店、ショッピングセンター、量販店であり、公告と検討会の議事録から判断し、コンビニやファーストフード店は今後の見直しの対象にされたと見られる。
- ・制限される主な材料製品は、プラスチック製のカップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿である。
- ・制限の対象外とされる材料製品は、紙、木チップ、サトウキビ、ヨシ、麻、わら、麦わら、もみ殻等の植物繊維を本体とし、プラスチックでコーティング、プラスチックフィルムを貼り付けたもの、その他のプラスチック部品を使用した使い捨て製品で物理的方法により分離するもの、蓋の重量を差し引いたプラスチック成分重量が使い捨て食器の総重量の10%未満である食器、また、カップの蓋、カップホルダー、紙コップなどのシールフィルム、ボウルカバー、食品を充填後、商品の形に密封包装し購入者向けの棚に陳列されるものである。
- ・生分解性材料による食器の除外が消除された(2023年2月4日改正公告案新旧対照表二(三))。
- ・日本から台湾に食品、食料を輸出するとき、規制内容はつぎのように整理される。
- ●日本国内で食品を包装に充填し密封され輸出される商品は対象外である。
- ●日本から台湾に輸出される食料が、台湾で調理され食品となって包装に充填され密封され販売される商品は対象外である。
- ●日本から台湾に輸出される食料が、台湾の百貨店、ショッピングモール、量販店のバッ

クヤードで調理され食品となって包装に充填され棚に陳列され販売される商品は、公告二 (四)3 と 3 月 22 日検討会議事録八(六)で見る限り対象外にされたと見られるが確認が必要である。

●日本から台湾に輸出される食料が、台湾の百貨店、ショッピングモール、量販店で調理 され、食品となって包装に充填され棚に陳列されることなく販売される商品は、規制の対

象となる。

●台湾のコンビニ、ファーストフードで扱われる商品は、3 月 22 日検討会議事録八(十)で

見る限り今後の見直しの対象となる。

台湾環境保護署「「使い捨て食器の使用制限対象及び実施方法」公告事項第 2 項の改正について」 2023 年 6 月 29 日

https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS\_EPA/ExternalBBS.aspx

行政院環境保護署公告 最新公告

発行日:中華民国暦 112年6月29日

文書番号:環署基字第 1121070544 号

件名:「使い捨て食器の制限対象と実施方法」公告事項第2項の改正、中華民国暦112年8

月1日施行。

根拠:廃棄物処理法第21条。

# 公告事項:

第二項は次のため改正される:使用実施方式の制限:

(一) 本公告における「使い捨て食器」とは、消費者が一度使用し、使用後廃棄することを目的として設計・加工された食器であり、客観的に洗浄後に繰り返し消費者に提供される

ものでないものを指す。

(二)制限対象は、提供できないプラスチック製の使い捨て食器であり、その範囲は以下の

とおり:

1. 公立・私立学校におけるレストランその他の給食事業、百貨店・ショッピングセンター

2

における給食事業、量販店における給食事業、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・ファストフードチェーンにおける給食事業、店内における給食事業が、調理済み又は調理済みのインスタント食品、飲料、又は調味料を消費者に詰める場合、プラスチック製のカップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿は提供できない。

- 2. 福利厚生機関、公立・私立学校の協同組合、その他の販売業を営む者、並びに百貨店・ショッピングセンターの販売者、量販店の販売者、スーパーマーケットの販売者等飲料、消費者が弁当箱を使用する場合、プラスチック製のカップ、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿は提供できない。
- 3. 以下のプラスチック材料で作られた製品は、使用制限の範囲には含まれない:
- (1) カップの蓋、カップホルダー、紙コップなどのシールフィルム。
- (2) ボウルカバー。
- (3) 食品を充填後、商品の形に密封包装し、購入者向けの棚に陳列するもの。
- (三)紙、木チップ、サトウキビ、ヨシ、麻、わら、麦わら、もみ殻等の植物繊維を本体とし、プラスチックでコーティング、プラスチックフィルムを貼り付けたもの、その他のプラスチック部品を使用した使い捨て製品で物理的方法により分離するもの、蓋の重量を差し引いたプラスチック成分重量が使い捨て食器の総重量の10%未満である食器は、この公告で指定されるプラスチック製使い捨て食器ではない。
- (四)以下の制限対象には、本公告第二項(2)の規定を除き、プラスチック製(生分解性プラスチックを含む)の使い捨て食器(カップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の中で食品を盛りつける皿を含む)を提供してはならない:
- 1. 官公庁、公立学校、私立学校のレストランその他の給食事業、百貨店、ショッピングセンター、量販店(その中にあるコンビニエンスストア、ファストフードチェーンを除く):飲食物を提供する場所消費者の現場での消費を考慮し、各種材質の使い捨て食器(カップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の食品を盛りつけた皿、箸、スプーン、ナイフ、フォーク、かき混ぜ棒等を含む)を備え付けないこと、また、カトラリーカバー付きのプラスチック袋に食品を入れないこと。
- 2. 百貨店、ショッピングセンター及び量販店(その中にあるコンビニエンスチェーン及びファストフードチェーンストアを除く)については、地方管轄当局が施行日を報告し、中央管轄当局の承認を得て施行を発するものとする。

3. 第1号は、様々な材質の使い捨て食器の提供を指す。ただし、食品を詰め、商品として包装し、店頭に陳列して購入するものは除く。

「環境保護署は「使い捨て食器の使用制限対象と実施方法」公告第二項改正案を発表」 2023 年2月3日

 $\underline{\text{https://enews.epa.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/e9e0056e-edf7-4f04-88a8-471bdcdb}}\\ \text{c684}$ 

生分解性プラスチックが我が国の既存のリサイクルシステムに影響を与えるのを防ぎ、使い捨て食器の量を更に減らすため、環境保護署は、「使い捨て食器の制限対象と実施方法」公告第二項改正案を発表した。2023年8月1日に使い捨て食器の制限が実施される予定である。

2002年7月環境保護署は、公共部門、公立及び私立の学校、デパート及びショッピング センター、量販店、スーパーマーケット、チェーン コンビニエンス ストア、チェーン ファースト フード レストラン、店舗を併設するレストランにプラスチック製品を提供してはならないと規定した。そして2006年と2019年2回改正され、政府部門、学校のレストラン、デパート、ショッピングセンター、及びチェーンのファーストフードレストランの管理を拡大し、様々な材料の使い捨て食器を提供してはならないことになった。

2022年11月30日提案された、バイオベース、生分解性、及び堆肥化可能なプラスチックに関する欧州連合の政策枠組みで、生分解性プラスチックは、削減、再利用、及びリサイクルが実現不可能な特定の用途に推奨されることを指摘している。環境保護署は、近年、業界がプラスチック規制後の代替材料として主に生分解性プラスチックを使用していると考えているが、特定の条件と環境下でのみ急速に分解することができ、国内には適切なリサイクル方法と堆肥化施設がないとき、既存のリサイクルシステムに影響を与え、この発表で出された関連する問題につながる。

公告草案の詳細については、環境保護署のニュース ゾーン (http://enews.epa.gov.tw/enews/fact\_index.asp) からダウンロードした添付ファイルを参照するか、環境保護署の通知日から3日後 Web サイト (http://a0-oaout.epa.gov.tw/law/)の「法律と命令の通知エリア」の Web ページ、一般に直接参照可能オンラインで見て. 通知の内容の改正についてコメント又は提案がある場合、この公告にコメントされたい。関連する意見又は修正は、公告の発行の翌日から60日以内に提供されたい。

「使い捨て食器の使用制限対象及び実施方法第二項の改正案に関する公告」2023 年 2 月 4 日

https://enews.epa.gov.tw/DisplayFile.aspx?FileID=BEE7BE0EE5817A8

# 改正公告

件名:「使い捨て食器の使用制限対象及び実施方法」第二項の改正案公告、並びに 2023 年 8 月 1 日から施行。

根拠:廃棄物処理法第21条。

# 改正公告

# 公告事項:

- 二. 使用制限の実施方法:
- (一) 本公告における「使い捨て食器」とは、 消費者が一度使用し、使用後廃棄することを 目的として設計・加工された食器であり、客 観的に洗浄後に繰り返し消費者に提供され るものでないものを指す。
- (二)制限対象は、提供できないプラスチック 製の使い捨て食器であり、その範囲は以下の とおり:
- 1. 公立・私立学校におけるレストランその他の給食事業、百貨店・ショッピングセンターにおける給食事業、量販店における給食事業、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・ファストフードチェーンにおける給食事業、店内における給食事業が、調理済み又は調理済みのインスタント食品、飲料、又は調味料を消費者に詰める場合、プラスチック製のカップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿は提供できない。
- 2. 福利厚生機関、公立・私立学校の協同組

### 現行公告

#### 公告事項:

- 二. 使用制限の実施方法:
- (一) 本公告における「使い捨て食器」とは、 消費者が一度使用し、使用後廃棄することを 目的として設計・加工された食器であり、客 観的に洗浄後に繰り返し消費者に提供され るものでないものを指す。
- (二)制限対象は、提供できないプラスチック 製の使い捨て食器であり、その範囲は以下の とおり:
- 1. 公立・私立学校におけるレストランその他の給食事業、百貨店・ショッピングセンターにおける給食事業、量販店における給食事業、スーパーマーケット・コンビニエンスストア・ファストフードチェーンにおける給食事業、店内における給食事業が、調理済み又は調理済みのインスタント食品、飲料、又は調味料を消費者に詰める場合、プラスチック製のカップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿は提供できない。
- 2. 福利厚生機関、公立・私立学校の協同組

合、その他の販売業を営む者、並びに百貨店・ショッピングセンターの販売者、量販店の販売者、スーパーマーケットの販売者等飲料、消費者が弁当箱を使用する場合、プラスチック製のカップ、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿は提供できない。

- 3. 以下のプラスチック材料で作られた製品は、使用制限の範囲には含まれない:
- (1) カップの蓋、カップホルダー、紙コップなどのシールフィルム。
  - (2) ボウルカバー。
- (3) 食品を充填後、商品の形に密封包装し、購入者向けの棚に陳列するもの。

(三)紙、木チップ、サトウキビ、ヨシ、麻、わら、麦わら、もみ殻等の植物繊維を本体とし、プラスチックでコーティング、プラスチックフィルムを貼り付けたもの、その他のプラスチック部品を使用した使い捨て製品で物理的方法により分離するもの、蓋の重量を差し引いたプラスチック成分重量が使い捨て食器の総重量の10%未満である食器は、この公告で指定されるプラスチック製使い捨て食器ではない。

(四)以下の制限対象には、本公告第二項(二)の規定を除き、プラスチック製<u>(生分解性プラスチックを含む)</u>の使い捨て食器(カップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の中で食品を盛りつける皿を含む)を提供してはなら

合、その他の販売業を営む者、並びに百貨店・ショッピングセンターの販売者、量販店の販売者、スーパーマーケットの販売者等飲料、消費者が弁当箱を使用する場合、プラスチック製のカップ、弁当箱、及び弁当箱の中で食品を盛りつけるプラスチック製の皿は提供できない。

- 3. 以下のプラスチック材料で作られた製品は、使用制限の範囲には含まれない:
- (1) カップの蓋、カップホルダー、紙コップなどのシールフィルム。
  - (2) ボウルカバー。
- (3) 食品を充填後、商品の形に密封包装し、購入者向けの棚に陳列するもの。
- (三) <u>以下の材質で製造された使い捨て食器は、本公告の指定されるプラスチック製使い</u>捨て食器には属さない:

1.紙、木チップ、サトウキビ、ヨシ、麻、わら、麦わら、もみ殻等の植物繊維を本体とし、プラスチックでコーティング、プラスチックフィルムを貼り付けたもの、その他のプラスチック部品を使用した使い捨て製品で物理的方法により分離するもの、蓋の重量を差し引いたプラスチック成分重量が使い捨て食器の総重量の10%未満である食器。

2.完全生分解性材料で製造された使い捨て 食器。

(四)以下の制限対象には、本公告第二項(二)の規定を除き、プラスチック製使い捨て食器 (カップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の中で食品を盛りつける皿を含む)を提供してはならない:

ない:

- 1. 官公庁、公立学校、私立学校のレストランその他の給食事業、百貨店、ショッピングセンター、量販店(その中にあるコンビニエンスストア、ファストフードチェーンを除く):飲食物を提供する場所消費者の現場での消費を考慮し、各種材質の使い捨て食器(カップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の食品を盛りつけた皿、箸、スプーン、ナイフ、フォーク、かき混ぜ棒等を含む)を備え付けないこと、また、カトラリーカバー付きのプラスチック袋に食品を入れないこと。
- 2. 百貨店、ショッピングセンター及び量販店(その中にあるコンビニエンスチェーン及びファストフードチェーンストアを除く)については、地方管轄当局が施行日を報告し、中央管轄当局の承認を得て施行を発するものとする。
- 3. 第 1 号は、様々な材質の使い捨て食器の提供を指す。ただし、食品を詰め、商品として包装し、店頭に陳列して購入するものは除く。

- 1. 官公庁、公立学校、私立学校のレストランその他の給食事業、百貨店、ショッピングセンター、量販店(その中にあるコンビニエンスストア、ファストフードチェーンを除く): 飲食物を提供する場所消費者の現場での消費を考慮し、各種材質の使い捨て食器(カップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の食品を盛りつけた皿、箸、スプーン、ナイフ、フォーク、かき混ぜ棒等を含む)を備え付けないこと、また、カトラリーカバー付きのプラスチック袋に食品を入れないこと。
- 2. 百貨店、ショッピングセンター及び量販店(その中にあるコンビニエンスチェーン及びファストフードチェーンストアを除く)については、地方管轄当局が施行日を報告し、中央管轄当局の承認を得て施行を発するものとする。
- 3. 第 1 号は、様々な材質の使い捨て食器の提供を指す。ただし、食品を詰め、商品として包装し、店頭に陳列して購入するものは除く。

### 台湾環境保護署

# https://doc.epa.gov.tw/IFDEWebBBS\_EPA/ExternalBBS.aspx

「使い捨て食器の使用制限及び実施方式公告事項第2号改正案検討会(第1回)」2023年3月20日

「使い捨て食器の使用制限及び実施方式公告事項第2号改正案検討会(第2回)」2023年3月21日

「使い捨て食器の使用制限及び実施方式公告事項第2号改正案検討会(第3回)」2023年3月22日

使い捨て食器の使用制限対象及び施行方法公告事項第二項改正案に関する議事録(第 1 回 会合)

# 八. 環境保護署資源回収基金管理委員会

この会議は、既に 8 品目のプラスチックの使用が制限されているカップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱、弁当箱の裏地など 6 品目を中心に、現在の使い捨て食器のプラスチック規制発表の内容、施行に関与しないプラスチック制限通知の現行の改正内容を検討するものである。

#### 九. 結論

この会議に参加した各部門から出された意見は、参考・調整のためにこの素案の内容に反映させて頂くが、他に意見があり、本日発言がなかった場合でも、参考として意見書を提出頂け、関連する法的手続きに従って取り扱われる。

使い捨て食器の使用制限対象及び施行方法公告事項第二項改正案に関する議事録(第 2 回 会合)

### 八. 環境保護署資源回収基金管理委員会

- (一) 本日の会議の先進的合意は以下のように要約される:
- 1. 生分解性プラスチックは現在でも特定の目的に使用されており、完全に禁止されているわけではない。
  - 2. 素案の評価対象となる自己販売・自己回収については、業界として対応が困難である。
- 3. 今回の改正草案は、生分解性プラスチックがわが国の既存のリサイクルシステムの妨げとなっていることが主な理由であり、例えリサイクル・再利用が可能であっても、依然として生物学的リサイクルが主体である。
  - 4. 再評価については、研究グループを設立することで業界及び非政府組織と議論できる。
  - 5. 実施スケジュールは商工会議所終了後に評価される。
- (二) 本日提案した修正発表案以外の関連意見も、今後の政策展開の参考として活用できる。

# 九. 結論

今回の会議において参加者から寄せられた先進的意見は、本案の内容に反映させ、参考・

調整し、法的手続きに基づいて取り扱わせて頂く。

使い捨て食器の使用制限対象及び施行方法公告事項第二項改正案に関する議事録(第 3 回 会合)

# 八. 環境保護署資源回収基金管理委員会

- (一) 本日の会議は、飲料用カップを含むカップ、ボウル、皿、取皿、弁当箱などの使い捨て食器の管理に焦点が当てられ、プラスチック製の使い捨て食器は、これまで主要 8 業種で許可されなかったが、生分解性プラスチックは免除されていた。この改正により、免除条項が廃止される。コップ規制は、もう一つの発表で、県・市政府は管轄内の飲料店におけるプラスチック製の使い捨てコップの使用を制限する実施スケジュールを発表できると定めており、これには生分解性プラスチックも含まれる。台北市は実施スケジュールを提案した。
- (二) 実施時期は、各界からの意見を総合した上で正式に発表する。
- (三) 今回の発表は、使い捨て食器の改正であり、生分解性プラスチックの開発を抑制する ものではなく、主に国民の使用頻度が高い使い捨て食器の主要 8 管理対象の管理規定を改 正するものである。現在、海外では生分解性プラスチックの開発が進んでいるが、国内で はまだリサイクルが発表されていないものや、バッグフィルムや農業用フィルムなど、特 定の場所や用途でリサイクルの使用が難しい製品への活用を期待している。
- (四) デパート内の映画館も関連する管理規定を遵守しなければならない。
- (五) 現在の使い捨て食器の管理範囲には容器の上蓋は含まれない。現在は百貨店が規制の対象となっており、そこで営業する事業者が提供する使い捨て食器は関連法規の遵守が義務付けられており、百貨店内のパン業界も規制の対象となる。
- (六)棚に陳列・販売されていると見なされる商品は、主に中央工場から出てきて密封・包装された商品を指すが、工場で調理・充填・小包装された、現場で保管し、管理の範囲内で包装する商品は規制の対象外となる。店舗の前や工場の裏で包装され棚に陳列される商品も対象外となる。
- (七) ケーキが三角形又は四角形の箱で提供される場合、その箱は商品の包装の一部であるため、規制される使い捨て食器に属さず、規制されない。

- (八)公告では、店内使用も持ち帰りも管理範囲内とされ、百貨店内では様々な材料の使い捨て食器の使用が制限され、持ち帰り用のプラスチック製使い捨て食器の使用が制限される。
- (九) プラスチック規制政策は時代とともに進化し、どのような変化が起こるかを予測することはできないが、現在の国際的な潮流を見ると、後戻りする可能性は低いと考えられる。
- (+) コンビニエンスチェーン及びファストフードチェーンストアは元々規制対象 8 業種に 含まれているため、百貨店業、ショッピングモール、及び量販店の規制の対象外とし、全 体として今後の見直しを検討する。
- (十一) プラスチック含有量 10% の判定は重量に基づいており、プラスチックは標準検査 方法に従って分別され、比較される。

# 九. 結論

今回の会議において参加者から寄せられた先進的意見は、本案の内容に反映させ、参考・調整し、法的手続きに基づいて取り扱わせて頂く。